

亀山市告示第67号

関宿にぎわいづくり補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

関宿にぎわいづくり補助金交付要綱の一部を改正する告示

関宿にぎわいづくり補助金交付要綱（平成21年亀山市告示第111号）の一部を次のように改正する。

第6条及び附則第2項中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。